令和2年10月16日

第3期がん対策推進基本計画と中間評価の実施について

厚生労働省健康局 がん・疾病対策課

がん対策の歩み

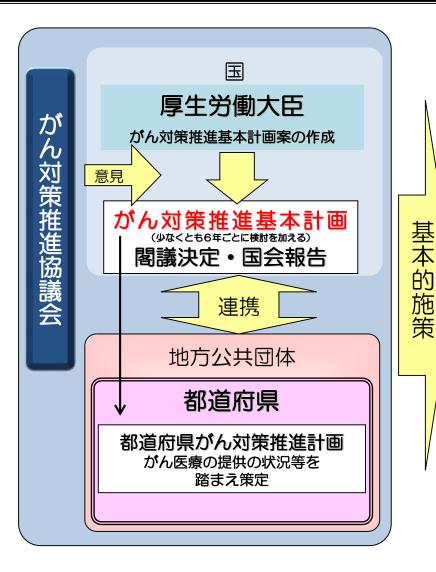
年次	
昭和37年2月	国立がんセンター設置
昭和56年	悪性腫瘍が我が国の死亡原因の一位となる
昭和58年2月	老人保健法施行(胃がん・子宮頸がん検診の開始 その後、順次対象拡大)
昭和59年4月	「対がん10カ年総合戦略」の開始(第1次~第3次 昭和59年~平成25年)
平成13年8月	地域がん診療拠点病院制度の開始
平成18年6月	がん対策基本法が成立
平成19年6月	がん対策推進基本計画(第1期)
平成24年6月	がん対策推進基本計画(第2期)
平成25年12月	がん登録等の推進に関する法律が成立
平成26年4月	「がん研究10か年戦略」の開始
平成30年3月	がん対策推進基本計画(第3期)

がん対策基本法 (平成18年法律第98号)

(平成18年6月成立、平成19年4月施行、平成28年12月改正・施行)

基本

がん対策を総合的かつ計画的に推進



第一節:がん予防及び早期発見の推進

- がんの予防の推進
- がん検診の質の向上等

第二節:がん医療の均てん化の促進等

- 専門的な知識及び技能を有する医師その他の 医療従事者の育成、医療機関の整備等
- がん患者の療養生活の質の維持向上
- がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等

第三節:研究の推進等

- がんに関する研究の促進並びに研究成果の活用
- 罹患している者の少ないがん及び治癒が特に困 難であるがんに係る研究の促進

第四節:がん患者の就労等

- がん患者の雇用の継続等
- がん患者における学習と治療との両立
- 民間団体の活動に対する支援

第五節:がんに関する教育の推進

学校教育等におけるがんに関する教育の推進

第3期がん対策推進基本計画(平成30年3月9日閣議決定)(概要)

第1 全体目標

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ②患者本位のがん医療の実現 ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

第2 分野別施策

- 1. がん予防
- (1)がんの1次予防 (2)がんの早期発見、がん検診 (2次予防)
- 2. がん医療の充実
- (1)がんゲノム医療
- (2)がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法
- (3)チーム医療
- (4)がんのリハビリテーション
- (5)支持療法
- (6)希少がん、難治性がん (それぞれのがんの特性に応じた対策)
- (7) 小児がん、AYA(※)世代のがん、高齢者のがん (※)Adolescent and Young Adult: 思春期と若年成人
- (8)病理診断
- (9)がん登録
- (10)医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組

- 3. がんとの共生
- (1)がんと診断された時からの緩和ケア
- (2)相談支援、情報提供
- (3)社会連携に基づくがん対策・がん患者支援
- (4)がん患者等の就労を含めた社会的な問題
- (5)ライフステージに応じたがん対策

4. これらを支える基盤の整備

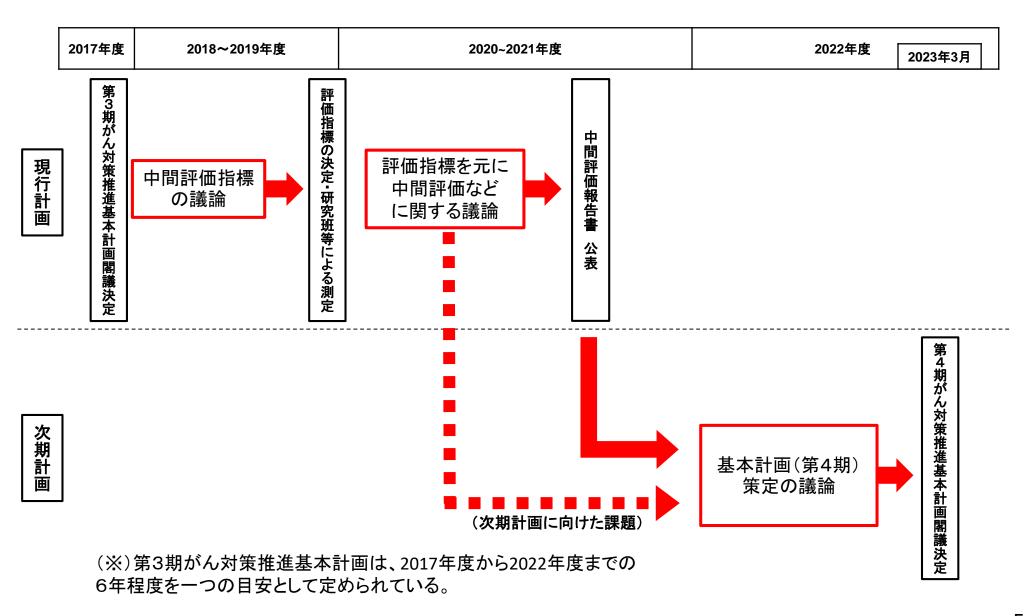
- (1)がん研究
- (2)人材育成
- (3)がん教育、普及啓発

第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

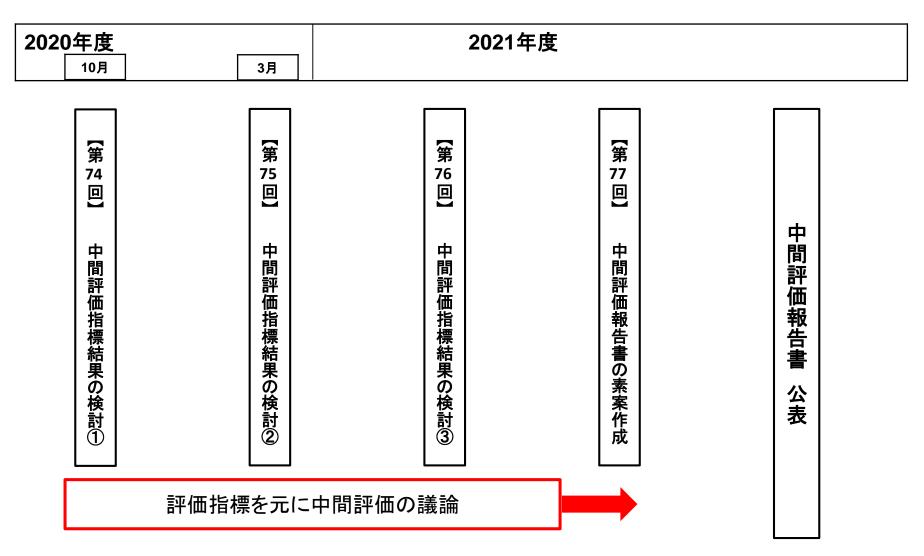
- 1. 関係者等の連携協力の更なる強化
- 2. 都道府県による計画の策定
- 3. がん患者を含めた国民の努力
- 4. 患者団体等との協力

- 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
 - 6. 目標の達成状況の把握
 - 7. 基本計画の見直し

がん対策推進協議会 今後のスケジュール(案)



がん対策推進協議会 中間評価にかかるスケジュール(案)



(※)協議会の回数は、中間評価の議論を踏まえて決定する。

・ 国は、計画期間全体にわたり、基本計画の進捗 状況を把握し、管理するため、3年を目途に、中 間評価を行う。その際、個々の取り組むべき施策 が個別目標の達成に向けて、どれだけの効果を もたらしているか、施策全体として効果を発揮して いるかという観点から、科学的・総合的な評価を 行い、その評価結果を踏まえ、課題を抽出し、必 要に応じて施策に反映するものとする。

中間評価指標に用いる調査

医療に関する調査

- 拠点病院現況報告
- 厚生労働科学研究
- 厚生労働省による統計調査 (医療施設調査等)等

がんに関する調査

- がん登録
- 厚生労働科学研究
- 厚生労働省による統計調査 (国民健康・栄養調査等)等

患者・家族に関する調査

- 患者体験調査
- 遺族調査
- 厚生労働科学研究
- 厚生労働省による統計調査 (世論調査等)等

調査や評価指標により、全体・個別のがん施策の進捗や達成度を評価

全体目標

個別

目標

科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実



(1)がんの1次予防

第3期がん対策推進基本計画

(2)がんの早期発見、がん検診 (2次予防)

【23項目】

【4項目】

実現

患者本位のがん医療の



【6項目】

- (1)がんゲノム医療
- (2)がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、 免疫療法
- (3)チーム医療
- (4)がんのリハビリテーション
- (5)支持療法
- (6)希少がん、難治性がん
- (7) 小児がん,AYA世代のがん,高齢者のがん
- (8)病理診断
- (9)がん登録
- (10)医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組

【59項目】

尊厳を持って安心して 暮らせる社会の構築

【3項目】



- (1)がんと診断された時からの緩和ケア
- (2)相談支援、情報提供
- (3)社会連携に基づくがん対策・がん患者支援
- (4)がん患者等の就労を含めた社会的な問題
- (5)ライフステージに応じたがん対策

【33項目】

全140項目

(1)がん研究(2)人材育成(3)がん教育、普及啓発【12項目】

第3期がん対策推進基本計画(平成30年3月9日閣議決定)(概要)

第1 全体目標

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ②患者本位のがん医療の実現 ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

第2 分野別施策

- 1. がん予防
- (1)がんの1次予防 (2)がんの早期発見、がん検診 (2次予防)
 - 第74回で議論 いただく箇所

- 2. がん医療の充実
- (1)がんゲノム医療
- (2)がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法
- (3)チーム医療
- (4)がんのリハビリテーション
- (5)支持療法
- (6)希少がん、難治性がん (それぞれのがんの特性に応じた対策)
- (7) 小児がん、AYA(※) 世代のがん、高齢者のがん (※)Adolescent and Young Adult: 思春期と若年成人
- (8)病理診断
- (9)がん登録
- (10)医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組

- 3. がんとの共生
- (1)がんと診断された時からの緩和ケア
- (2)相談支援、情報提供
- (3)社会連携に基づくがん対策・がん患者支援
- (4)がん患者等の就労を含めた社会的な問題
- (5)ライフステージに応じたがん対策

4. これらを支える基盤の整備

- (1)がん研究
- (2)人材育成
- (3)がん教育、普及啓発

第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1. 関係者等の連携協力の更なる強化
- 2. 都道府県による計画の策定
- 3. がん患者を含めた国民の努力
- 4. 患者団体等との協力

- 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
 - 6. 目標の達成状況の把握
 - 7. 基本計画の見直し